

川崎市屋外広告物条例の一部改正に関する意見募集について

川崎市屋外広告物条例及び同条例施行規則の一部改正に向けて、市民の皆様の御意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

本市、屋外広告物条例の許可期間は、昭和 60 年に上限 2 年間と定めて以降、更新ごとに設置物の点検を行わせるなど安全上の必要性の観点から、期間の延長等を行っておりませんでした。国や他都市においては、看板材質の上質化に伴う耐用年数の向上などを踏まえ、上限 3 年間への変更が実施されている状況等を考慮し、許可期間の上限を延長いたします。

1 意見の募集

(1) 募集期間 令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）から令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）まで

※郵送の場合は、1 2 月 1 5 日（月）までの消印有効です。

(2) 閲覧場所

川崎市ホームページ、各区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）、川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課

(3) 提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者名）及び連絡先を明記のうえ、御意見を添えて次のいずれかの方法により提出してください。

※意見の様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

ア 電子メール：川崎市ホームページの「意見募集（パブリックコメント）」のページにアクセスし、ホームページ上の案内にしたがって専用フォームを御利用ください。

イ ファクシミリ：FAX 番号 044-200-3978（川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課）

ウ 郵送又は持参先：川崎市建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

●御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。

●電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

●記載いただきました個人情報については、提出された御意見を確認する場合に利用します。

また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

●御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

2 改正を予定している条例施行規則

川崎市屋外広告物条例及び同施行規則

3 改正概要

許可期間の上限の変更（2 年→3 年）

4 改正時期

令和 8 年 3 月（予定）

問合せ先

川崎市建設緑政局道路河川管理部路政課

TEL 044-200-2814 FAX 044-200-3978